

# 兵庫県公報

令和3年2月16日 火曜日 第182号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|   | ページ |
|---|-----|
| <b>告 示</b>                                  |     |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）     | 1   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                      | 4   |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課） | 4   |
| <b>公 告</b>                                  |     |
| ○ 落札者等の公示（管理課）                              | 4   |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）            | 5   |
| <b>病院局告示</b>                                |     |
| ○ 医事業務における料金の徴収事務の委託                        | 5   |
| ○ 駐車場管理業務における料金の徴収事務の委託                     | 6   |
| ○ 料金に係る未収金の収納事務の委託                          | 7   |

## 告 示

### 兵庫県告示第140号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月16日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
工場長 山本正人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

|  |                         |                     |                         |       |       |
|--|-------------------------|---------------------|-------------------------|-------|-------|
| 種  | 類                       | 46号ニ 廃ガス洗浄施設        | 27号ヌ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1) |       |       |
| 能  | 力                       | 70m <sup>3</sup> /時 | 50m <sup>3</sup> /時     |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後                 | 同 左                     |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 着手後1箇月              | 着手後2週間                  |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 完成後                 | 同 左                     |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 24時間連続              | 同 左                     |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし                  | 同 左                     |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                     | 通常                  | 最大                      | 通常    | 最大    |
|  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 12                  | 12                      | 8~9   | 12    |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —                   | —                       | —     | —     |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 100                 | 100                     | 1,450 | 1,600 |
|  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)  | 12                  | 12                      | 10未満  | 10    |
|  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | —                   | —                       | —     | —     |
|  | リン含有量<br>(単位 mg/L)      | —                   | —                       | —     | —     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 1.9                 | 1.9                     | 0     | 6.5   |

備考 汚水等は外部処理するとともに、既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 27号又 廃ガス洗浄施設<br>(No. 2) |       |
| 3,600m <sup>3</sup> /時  |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 通常                      | 最大    |
| 8～9                     | 12    |
| —                       | —     |
| 1,450                   | 1,600 |
| 10未満                    | 10    |
| —                       | —     |
| —                       | —     |
| 0                       | 0.65  |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年2月16日から同年3月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第141号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量（陸部及び水部の地形測量））
- 2 作業期間  
令和3年1月20日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
市川流域（姫路市飾磨区地先から朝来市生野町地先まで）



兵庫県告示第142号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和3年3月22日から施行する。

令和3年2月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- |  |   |                                     |       |
|--|---|-------------------------------------|-------|
| 「赤穂警察署<br>佐用警察署<br>宍粟警察署<br>3中 朝来警察署<br>養父警察署<br>豊岡南警察署<br>豊岡北警察署」 | を | 「赤穂警察署<br>宍粟警察署<br>南但馬警察署<br>豊岡警察署」 | に改める。 |
|--|---|-------------------------------------|-------|

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月16日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
生活衛生情報処理システム一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
紀陽情報システム株式会社 和歌山市中之島2240番地
- 5 落札金額  
833,448円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和2年12月4日

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年2月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市竜山一丁目251番1、251番23、253番、260番1、260番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市曾根町748番地1  
株式会社誠工業 代表取締役 柿元弘人
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年12月28日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7-2号（2高砂）

**病院局告示****兵庫県病院局告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

令和3年2月16日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 (1) 委託した事務の範囲  
県立尼崎総合医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 2 (1) 委託した事務の範囲  
県立西宮病院の医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 (1) 委託した事務の範囲  
県立加古川医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 (1) 委託した事務の範囲  
県立丹波医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
京都府福知山市篠尾新町一丁目77番2号  
株式会社ソラスト北近畿支社
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- 5 (1) 委託した事務の範囲  
県立淡路医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号  
株式会社ソラスト神戸支社
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 6 (1) 委託した事務の範囲  
県立こども病院の医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号  
株式会社ソラスト神戸支社
- (3) 委託の期間  
令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- 7 (1) 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 8 (1) 委託した事務の範囲  
県立粒子線医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
姫路市南駅前町100番  
株式会社ソラスト姫路支社
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第2号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
令和3年2月16日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 (1) 委託した事務の範囲  
県立西宮病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 (1) 委託した事務の範囲  
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社
- (3) 委託の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 (1) 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称

西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

(3) 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 (1) 委託した事務の範囲

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの駐車場管理業務における料金徴収事務

(2) 委託した相手方の所在地及び名称

大阪市中央区南船場二丁目3番2号

イオンディライト株式会社

(3) 委託の期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日まで



**兵庫県病院局告示第3号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

令和3年2月16日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 委託した事務の範囲

県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立丹波医療センター、県立淡路医療センター、県立ひょうごこころの医療センター、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センター及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの料金に係る未収金の収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号

弁護士法人 舘野法律事務所

3 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで